

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

	第一〇二号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和六年四月二十 五日	指定の年月日
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百五の 一、千六百八の一、千六百八の三の各一部及 び千六百五の一、千六百八の一、千六百八の 三の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千 百七十五の二、二千百七十五の三の各一部及 び二千百七十五の二、二千百七十五の三の各 先、埼玉県坂戸市大字片柳字松木ヶ谷戸二千 二百七十一の三、二千二百七十一の四の各一 部及び二千二百七十一の四の先</p>	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十五の 一部及び千八百十五の先、埼玉県坂戸市大字 片柳字前西谷二千十一の一、二千十一の二、 二千十一の四の各一部及び二千十一の二の先、 埼玉県坂戸市大字片柳字西ノ前二千百九の一、 二千百十、二千百十一の一、二千百十一の二 の各一部及び二千百九の一、二千百十、二千 百十一の一、二千百十一の二の各先</p>	指定に 係る 道路の 位置
四十五・四三	六十五・九四	指定に 係る 道路の 延長 (単位メートル)
六・〇〇	十六・〇〇	指定に 係る 道路の 幅員 (単位メートル)

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年四月二十五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百八の一、千八百九の一、千八百十八の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十六の一、千八百十七の一、千八百十七の二、千八百十八の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十四の一、千五百八十四の三、千五百八十五の三、千五百八十八の一、千五百八十八の十七の各一部及び千五百八十五の三、千五百八十八の十七の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百四十九の一、千六百四十九の三の各一部及び千六百四十九の三の先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十二・四四</p> <p>七十一・九八</p> <p>六十八・一五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>